## 公益社団法人岡山県文化連盟会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県文化連盟定款(以下「定款」という。)第7条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の額)

第2条 会費の年額は、定款第5条の会員種別に応じて次のとおりとする。

## (1)正会員

アの団体

20,000 円
10,000 円
5,000 円
20.000 円
10,000 円
5,000 円
3,000 円
10,000 円
150,000 円
50,000 円
30,000 円
10,000 円
3,000 円
1,000,000 円
10,000 円
3,000 円

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業 に使用する。

(会費の納入)

第4条 正会員は、毎事業年度、その事業年度分の会費を公益社団法人岡山県文化連盟事務局が定める日までに納付しなければならない。ただし、事業年度の中途に入会した正会員は、その会費を入会時に納付するものとする。

附則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。